

重要事項説明書

令和8年4月1日改正

1. 事業者の概要

| | |
|-----|----------------|
| 名 称 | 愛知県厚生農業協同組合連合会 |
| 所在地 | 愛知県長久手市平池901番地 |
| 代表者 | 代表理事理事長 宇野 修二 |

2. 事業所の概要

| | |
|----------------|-------------------------------------------|
| 名 称 | 南部知多訪問看護ステーション |
| 所在地 | 愛知県知多郡美浜町大字河和字西谷81-6 |
| 介護保険事業者番号 | 2365790027 |
| 管 理 者 | 中野みさと |
| 連 絡 先 | TEL 0569-82-4602 FAX 0569-82-6173 (共用) |
| 通常の事業の 実施地域 | 美浜町・南知多町 |

3. ステーション基本理念

「私たちは、地域住民の在宅療養を支援するため専門的な知識と技術を持ち、心のこもった質の高いサービスを提供します。」

4. 事業所の職員体制等

(令和8年4月1日現在)

| 職 種 | 従事するサービスの種類、業務 | 人 員 |
|-------------------------------|----------------|--------------------------|
| 管 理 者 | 管理業務全般 | 1名 |
| サービス提供責任者 | 訪問計画の調整 | 1名 |
| サービス担当職員 (管理者・サービス提供責任者含む) | 訪問看護・リハビリ業務 | 16名 : 常勤13名 非常勤3名 |
| 事務担当職員 | 訪問看護事務処理 | 2名 : 常勤(兼務) |
| サービス提供者 | 看 護 師 | 9名 : 常勤6名(2名兼務) 非常勤3名 |
| | 理 学 療 法 士 | 3名 : 常勤3名(兼務) |
| | 作 業 療 法 士 | 3名 : 常勤3名(兼務) |
| | 言 語 聴 覚 士 | 1名 : 常勤1名(兼務) |

5. サービス提供時間

| | |
|-------|---------------------|
| 月～金曜日 | 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0 |
|-------|---------------------|

(注) 土曜日・日曜日・祝日・8月15日・年末年始(12月30日～1月3日)については「休日」の扱いとなります。但し、必要な場合は休日にも計画的な訪問看護を行い、急な病状の変化があった場合は24時間対応します。

6. 緊急時の対応方法

サービス提供にあたり、利用者に事故、体調の急変等が生じた場合は、利用者の家族、主治医、居宅介護支援事業者等に連絡します。

| | |
|---------------|---------|
| 医療機関 | 主治医等の氏名 |
| | 連 絡 先 |
| 利用者の 緊急連絡先 | 氏 名 |
| | 連 絡 先 |

7. 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。なお、市町村介護保険相談窓口、愛知県国民健康保険団体連合会（国保連）でも対応しております。

| | |
|--------------------|----------------------|
| 当ステーション お客様相談窓口 | TEL 0569-82-4602 |
| | FAX 0569-82-6173（共用） |
| | 相談員（責任者） 中野みさと |
| | 対応時間 サービス提供時間 |

- ※ 市町村介護保険相談窓口 電話：0569-82-1116（美浜町役場 福祉課高齢介護係）
電話：0569-65-0711（南知多町役場 ふくし課）
愛知県国民健康保険団体連合会（介護サービス苦情相談専用窓口）
電話：052-971-4165

8. 苦情処理の体制

- （1）苦情があった場合は、ただちにサービス提供責任者が相手方に連絡し、直接出向くなどして詳しい事情を聞くと共に、サービス提供者からも事情を確認し対応します。
- （2）サービス提供責任者が必要と判断した場合は苦情処理等対応委員会を設置し検討します。又、必要な場合は管理者を含めて検討します。検討の結果、速やかに具体的な対応策を講ずるものとします。
- （3）苦情の内容について記録し保管いたします。

9. 事故発生時の対応

サービス提供にあたって、事故が発生した場合は、速やかに市町村・利用者の家族に連絡するとともに、必要な措置を講じ、損害を賠償します。

10. 秘密保持

- （1）従業員は、正当な理由がない限り、サービス提供にあたって知り得た利用者・家族の秘密を漏らしません。
- （2）従業員が退職後においても、在職中に知り得た利用者・家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。
- （3）サービス調整会議などにおいて個人情報を用いる場合は、利用者又は家族の同意を得ない限り用いませぬ。

11. 記録の保管

事業者は、利用者の訪問看護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

12. 第三者評価の実施状況

| | |
|-------------|----------------------------------------|
| 実施の有無 | 有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 |
| 実施した直近の年月日 | 年 月 日 |
| 実施した評価機関の名称 | |
| 評価結果の開示状況 | |

【 説明確認欄 】

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、重要事項を説明しました。

事業所 名称 南部知多訪問看護ステーション ㊦

説明者 _____

サービス契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 氏名 _____ ㊦

署名代行者 氏名 _____ ㊦